

岐 阜 県 公 報

第 二 千 二 百 三 十 三 号
平 成 二 十 三 年 三 月 十 八 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 一〇〇〇_{ページ}

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

(農産園芸課) 一〇〇〇

岐阜県ミュージアムひだ観覧料等徴収規則を廃止する規則 (社会教育文化課) 一〇〇〇

告 示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正

(防 災 課) 一〇〇〇

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 一〇〇一

土地収用法に基づく事業の認定

(用 地 課) 一〇〇一

保安林の指定予定

(恵那農林事務所) 一〇〇二

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定取消し

(選挙管理委員会) 一〇〇三

公 示

指定管理者の指定

(研究開発課) 一〇〇三

同

(高齢福祉課) 一〇〇四

同

(障害福祉課) 一〇〇四

同

(子ども家庭課) 一〇〇六

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 一〇〇六

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

概要等

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(同) 一〇〇六

基本測量の終了

(建設政策課) 一〇〇七

指定管理者の変更の届出に関する公示

(用地課) 一〇〇七

正 誤

保安林の指定解除予定中訂正

(街路公園課) 一〇〇七

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(飛騨農林事務所) 一〇〇八

保安林の指定解除中訂正

(治 山 課) 一〇〇八

平成二十三年第一回岐阜県議会定例会の招集中訂正

(飛騨農林事務所) 一〇〇八

平成二十三年第一回岐阜県議会定例会の招集中訂正

(法務・情報公開課) 一〇〇八

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表二十八の項を次のように改める。

二十八 削除	
--------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則（平成十五年岐阜県規則第七号）の一部を次のように改正する。

区分

区分

授業料

別表中

研究生	を	研究生	年額 三五六、四〇〇円	に改める。
-----	---	-----	-------------	-------

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県ミュージアムひだ観覧料等徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県ミュージアムひだ観覧料等徴収規則を廃止する規則

岐阜県ミュージアムひだ観覧料等徴収規則（平成十八年岐阜県規則第四百二十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程（平成七年岐阜県告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一六の表端末地球局の部 L A S C O M 岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球 V 二二

三の項を削る。

別表一九の表携帯局の部中「岐阜県ヘリ」を「岐阜県ヘリ」に改める。
岐阜県ヘリ三

附則

この告示は、平成二十三年三月十八日から施行する。

岐阜県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾松田字川瀬三九、四一の一、四一の三、四一の四、四四の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

神戸町

二 事業の種類

神戸町ふれあいセンター保全事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県安八郡神戸町大字八条字池田内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、地方公共団体である神戸町が事業主体となり、岐阜県安八郡神戸町大字八条字池田内において社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設及び地方公共団体が設置する事業の用に供する施設を保全するものであり、法第三十条第二十三号及び第三十一号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

神戸町では、平成十九年三月に策定された神戸町第四次総合計画に基づき、目標の一つである「健康で人にやさしいまちづくり」のため、「子育て支援サービスの充実」及び「健康・生きがい対策の推進」を図っている。それに関連して、

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくり及び高齢者の生きがいづくりの拠点と位置付けられているのが、神戸町ふれあいセンター（以下「本施設」という）である。

本施設は、高齢者を中心とした町民の健康増進や生涯学習、レクリエーション等の場として、平成二年度に建設されたが、最近では、子育て支援団体の活動場所としても利用されるようになり、幅広い年代に活用される施設となっている。さらに、神戸町では、保育園と幼稚園を一体化した幼児園を開設するなど、子育てのしやすい環境整備を進めているが、町民の望む子育て支援センターはなく、多様な保育ニーズに対応し切れていなかったことから、近年子どもやその保護者が訪れるようになった本施設内に、子育て支援センターを設置することとなった。

しかしながら、本起業地については借地であり、昨年には地権者より契約条件の改定要望が出される事態となったことから、今後同様の要望が予想され、賃貸契約が継続できないおそれがあり、本施設の存続が危ぶまれている。

本件事業を施行することにより、子育て支援センターを設置することによる、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識醸成、子どもを通じた地域の連携強化、子育て支援協力者の育成及び高齢者の生きがいづくりの更なる充実といった効果が今後期待できる。

なお、本件事業により、起業地を改変することはないので、周辺環境に与える影響はないものと予測される。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

上記のとおり、本件事業により、起業地を改変することはないので、失われる利益は小さいものと予測される。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、既に施行している事業用地を保全するものであり、新たに他の起業地を求めた場合の社会的条件、経済的条件及び技術的条件を勘案して選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比

較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、町民の望む子育て支援センターを設置することによる、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識醸成などの効果が、保全を行うことにより今後期待できるため、早急に施行すべき事業と認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

神戸町役場民生部健康福祉課

岐阜県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市山岡町原字長沢一五七三の二九

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦欄に供する。〕

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
あけよ温泉白寿荘	瑞浪市明世町月田143番地の23

公 示

指定管理者の指定

岐阜県先端科学技術体験センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ

構成員

東京都千代田区紀尾井町三番三三三号

株式会社トータルメディア開発研究所

愛知県名古屋市中区栄二丁目二番五号

中電興業株式会社

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県科学技術振興センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県科学技術振興センター条例（平成十年岐阜県条例第二十号）第十六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市大蔵台一〇番二八号

ドルフィン株式会社

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立飛騨寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立陽光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立三光園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立サニールズみずなみに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市下奈良二丁目二番一号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立幸報苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市下奈良二丁目二番一号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立ひまわりの丘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

- 岐阜市下奈良二丁目二番一号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立みどり荘に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市下奈良二丁目二番一号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立はなの木苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市下奈良二丁目二番一号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県福祉友愛プールに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市今沢町十八番地

岐阜市

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立千草寮に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定について

岐阜県立白鳩学園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海津 3 期地区	海 津 市 役 所	平成二三・三・一八から 同 四・一八まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を神戸町長及び大野町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下座倉地区	神戸町役場 大野町役場	平成三三・三・一八から 同・四・一八まで

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

処分をした年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号及び許可を受けた業種	処分の原因となつた事実及び処分の内容
平成二十三年三月十日	有限会社田島水道工務店	各務原市小佐野町五丁目二二番地の一	代表取締役 田島 操	岐阜県知事許可（般 十八）第一四二六六号 平成十九年一月二十四日管工業業	平成二十二年十二月二十八日、有限会社田島水道工務店については労働安全衛生法違反により罰金刑、同社代表取締役については労働安全衛生法違反及び業務上過失致死傷により罰金刑の略式命令を受け、平成二十三年一月二十日、その刑が確定したことによる営業停止処分。ただし、建設業の営業の全

部について、平成二十三年三月二十四日から二十六日までの三日間に限る。

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十三年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
 - 二 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
 - 三 作業期間
平成二十二年五月十日から
同二十三年二月二十五日まで
 - 四 作業地域
下呂市
- 指定管理者の変更の届出に関する公示
岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、世界淡水魚園の指定管理者である株式会社オアシスパークから変更の届出があつたので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。
- 平成二十三年三月十八日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 一 変更のあつた事項
団体の代表者の氏名

